実績評価書

(厚生労働省1(Ⅷ−1−2))

					(厚土力惻有)	(WI-1-2))					
施策目標名	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅶ:安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を 実現すること										
	少子化の状況やその原因となる子育て環境は、都市と地方など「地域」により異なることから、児童福祉法、子ども・子育て支援法等に基づき、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた支援を行うために、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。 具体的には、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により策定する市町村行動計画に基づき実施される次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)の推進を図っているところである。地域子ども・子育て支援事業の概要は以下のとおり。										
	生後4か月		全ての家庭を訪問し、子	- 育て支援に関する情報	提供や養育環境の把握	等を行う事業。					
	②養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 ③利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関										
	係機関との ④地域子	D連絡調整等を実施 育て支援拠点事業	する事業。		の相談、情報の提供、助言						
	多一時預7		·♥ノ乂ℳⅇ⅂℩ℋⅆℎ℩ⅇ℞		71日吹、旧秋271年六、功ら	こくの他の版成ので刊り事	*本。				
施策の概要	家庭におり拠点その作	いて保育を受けること 也の場所で一時的に	たが一時的に困難となっ 預かり、必要な保護をデファミリー・サポート・セン	行う事業。	として昼間において、認定	こども園、幼稚園、保育	所、地域子育で支援				
	乳幼児や	小学生等の保護者を 整を行 う 事業。			望する者と当該援助を行	うことを希望する者との	相互援助活動に関す				
	保護者が何			学生に対し、授業の終了	後等に小学校の余裕教	室や児童館等を利用して	(適切な遊びの場及び				
	⑧子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行 う事業。										
	1)ショートステイ事業 保護者が疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。										
	2)トワイライトステイ事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その 急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。										
施策実現のための	核家族化や地域でのつながりの希薄化などにより、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることが必要である。										
背景∙課題 	子どもが減少していく地域が存在する一方で、大都市部では潜在的ニーズにまで応え得る待機児童対策が課題となっている。 2 このような背景から、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実さる必要がある。										
		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由					
	 目標1										
各課題に対応した 達成目標	(課題1)	乳児家庭全戸訪問 切れ目のない支援・		妊娠から子育てまでの	乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等から養育支援が特に必要な家庭に対して専門的支援を行う取組といった地域における切れ目のない子育て支援体制の構築は、子育てに対する不安を和らげ、子育ての孤立を防ぐために有効であるため。						
是1%口际	目標2				── 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄						
	(課題2)	地域の実情に応じて 援を充実させる。	て、全ての家庭を対象と	とした多様な子育て支							
		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
		当初予算(a)	2,703,619	3,815,488	3,308,459	4,365,539	4,359,112				
	予算の	補正予算(b)	0	0		0	_				
施策の予算額・執行額等	│ 状況 │(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0					
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	合計(a+b+c)	2,703,619	3,815,488	3,308,459	4,365,539					
		丽(千円、d)	1,346,988			2,705,692					
	執行率(%、d/(a+b+c))	49.8%	50.3%		62.0%					
		施政方針演説等	の名称	年月日		係部分(概要・記載箇所					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	②ニッポン	社会対策大綱」 一億総活躍プラン 政運営と改革の基本	方針2019	①平成27年3月20日 ②平成28年6月2日 ③令和元年6月21日	①「地域のニーズに対応 「妊娠から子育てまで ②多様な保育サービスの ③第2章2(1)⑦少子化	制の構築」					
	<u> </u>			I	l						

	<u> </u>	引事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する。 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	指標1 乳児家庭全戸訪問事業の実	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、「大綱の数値目標を目標値として設定した。									
	施市町村割合 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		平成21年7月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度			
		84.1%	99.4%	99.5%	99.6%	集計中 (R2年8月 頃)	集計中 (R2年11 月頃)	100%	0	(0)	
	年度ごとの目標値		_	-	-	_	100%				
測定指標	指標2 養育支援訪問事業の実施市 町村割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目标	は、平成27年	度から令和え							
	(アウトカム)	基準値	実績値				目標値	主要な指標	達原		
		平成21年7月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度			
		55.4%	83.1%	84.4%	84.8%	集計中 (R2年8月 頃)	集計中 (R2年11 月頃)	100%	0	(Δ	
			4	1		1			1		

達成目標2につい	いて 地域の実情に応じ	て、全ての家庭を対象	とした多様な	子育て支援	どを充実させ	·る。				
	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	指標3 利用者支援事業(基本型・特 定型)の実施箇所数 (アウトカム) 年度ごとの目標値 指標4 地域子育て支援拠点事業の 実施箇所数	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目	は、平成27年	度から令和え						
		基準値			実績値			目標値	主要な指標	達原
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度		
		323か所	635か所	812か所	982か所	1,095か所	1,194か所	1,800か所	0	×
			_	1	1,045か所	1,351か所	1,800か所			
			指標の	選定理由及	なび目標値(水準・目標年	F度)の設定	の根拠		
		少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目	は、平成27年	度から令和え						
	(アウトカム)	基準値		Ī	実績値			目標値	主要な指標	達月
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度		
							, <i>_</i> _	0 000 4 =		
		6,538か所	6,818か所	7,063か所	7,259か所	7,431か所	7,578か所	8,000か所	0	Δ
	年度ごとの目標値	6,538か所	6,818か所 -	7,063か所 -		7,431か所 7,655か所				Δ
	年度ごとの目標値	6,538か所	-	_	7,343か所		8,000か所		0	Δ
	指標5	6,538か所 少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目	- 指標の 法(平成15年 よ、平成27年)	- D選定理由及 法律第133- 度から令和表	7,343か所 なび目標値(号)第7条の	7,655か所 水準・目標 ^生 規定に基づ	8,000か所 (下度)の設定 (き定めた「少	の根拠 子化社会対	対策大綱」(平	·成27年
	指標5 一時預かり事業の利用児童 数	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)でに	- 指標の 法(平成15年 よ、平成27年)	- D選定理由及 法律第133- 度から令和表	7,343か所 なび目標値(号)第7条の	7,655か所 水準・目標 ^生 規定に基づ	8,000か所 (下度)の設定 (き定めた「少	の根拠 子化社会対	対策大綱」(平	成27 ² るため
	指標5 一時預かり事業の利用児童	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目	- 指標の 法(平成15年 は、平成27年) 標値として設	- D選定理由及 法律第133- 度から令和元 定した。	7,343か所 なび目標値(号)第7条の 元年度までの 実績値	7,655か所 水準・目標 ^生 規定に基づ	8,000か所 F度) の設定 き定めた「少 途とした施策	の根拠 子化社会対 きの数値目標 目標値	大綱」(平標を掲げてい	成27 ² るため
	指標5 一時預かり事業の利用児童 数	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値	- 指標の 法(平成15年 は、平成27年) 標値として設 平成27年度	- D選定理由及 法律第133- 度から令和元 定した。	7,343か所 なび目標値(号)第7条の元年度までの 実績値 平成29年度	7,655か所 水準・目標年 規定に基づ 35年間を目 平成30年度	8,000か所 (東)の設定 き定めた「少途とした施第 令和元年度 (R2年度	の根拠 子化社会対 きの数値目標 目標値	大綱」(平標を掲げてい	成27 ² るため 達 /
	指標5 一時預かり事業の利用児童 数	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値 平成20年度 延べ	- 指標の 法(平成15年 は、平成27年) 標値として設 平成27年度 延べ518万	- ジ選定理由が 法律第133- 度から令和が 定した。 平成28年度 延べ494万	7,343か所 なび目標値(号)第7条の 元年度までの 実績値 平成29年度 延べ495万	7,655か所 水準・目標 ^生 規定に基づ 5年間を目 平成30年度 延べ479万	8,000か所 (東)の設定 き定めた「少途とした施第 令和元年度 中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、	の根拠 子化社会対 での数値目標 目標値 令和元年度 延べ	ま大綱」(平標を掲げてい 主要な指標	成27 ² るため 達 /
	指標5 一時預かり事業の利用児童 数 (アウトカム)	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値 平成20年度 延べ	- 指標の 法(平成15年 は、平成27年) 標値として設 平成27年度 延べ518万 人	- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	7,343か所 び目標値(号)第7条の 元年度までの 実績値 平成29年度 延べ495万 延べ495万 延びる びのである。	7,655か所 水準・目標 ^年 規定に基づ 35年間を目 平成30年度 延べ479万 人 延べ	8,000か所 手度)の設定 き定めた「少途とした施第 令和元年度 中(R2年度 中) 延4,134万人	の根拠 子化社会対 での数値目標値 令和元年度 延1,134万人	ま大綱」(平標を掲げてい 主要な指標	成27 ² るため 達
	指標5 一時預かり事業の利用児童 数 (アウトカム) 年度ごとの目標値 指標6 子育て援助活動支援事業	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値 平成20年度 延べ	- 指標の 法(平成15年 は、平成27年) 標値として設 平成27年度 延べ518万 人 指標の 法(平成15年 は、平成27年)	世 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	7,343か所 び目標値(号)第7条の 定年度までの 実績値 平成29年度 延べ495万 延万人で人 326万億(号)第7条の	7,655か所 水準・目標 ⁴ 規定に基づ 万年間を目 平成30年度 延べ479万 延万人 が準・目標 ⁴ 規定に基づ	8,000か所 (下度)の設定 き定めた「少策 を入れ 元年 中度 (R2中) で 1,134万設定 を定したがま	の根拠 子化社会対 目標値 令和元ベ万人 の根拠 子化社会対	策大綱」(平標を掲げていまままで、	成27 ⁴ るため 達 (×
	指標5 一時預かり事業の利用児童数(アウトカム) 年度ごとの目標値 指標6 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施箇所数	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値 平成20年度 延べ 348万人 少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では	- 指標の 法(平成15年 は、平成27年) 標値として設 平成27年度 延べ518万 人 指標の 法(平成15年 は、平成27年)	世 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	7,343か所 び目標値(号)第7条の 定年度までの 実績値 平成29年度 延べ495万 延万人で人 826万億(号)第7条の	7,655か所 水準・目標 ⁴ 規定に基づ 万年間を目 平成30年度 延べ479万 延万人 が準・目標 ⁴ 規定に基づ	8,000か所 (下度)の設定 き定めた「少策 を入れ 元年 中度 (R2中) で 1,134万設定 を定したがま	の根拠 子化社会対 目標値 令和元ベ万人 の根拠 子化社会対	策大綱」(平標を掲げていまままで、	成27 ⁴ るため 達 (× 成27 ⁴ め
	指標5 一時預かり事業の利用児童数(アウトカム) 年度ごとの目標値 指標6 子育で援助活動支援事業(ファミリー・サポート・セン	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値 平成20年度 延べ 348万人 少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目	- 指標の 法(平成15年 は、で成27年) で成27年度 で成27年度 がある。 ででは、 ででは、 でででででである。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででででででででで	一 と	7,343か所 値(号) 年 実 値 平 延 不 495万 年 実 値 を 7 ま 値 で 第 度 で が 第 度 で が 第 度 値 で で 495万 で 495 で 49	7,655か所 水準・目標 ⁴ 規定に基づ 万年間を目 平成30年度 延べ479万 延万人 が準・目標 ⁴ 規定に基づ	8,000か所 度)の設定 き定とした施 令 集(R2中で 1,134万段 度)のかた「少策 をとした施 を定した施 を定した施 を定した施 を定した施	の根拠 子の数 目標 年 で 1,134万 の根拠 会目 で 1,134万 の根 化数値 と 2の数 で 2の数 で 3の数 で 3のので 3の数 で 3のので 3のの	策大綱」(平標を掲げています。 主要な指標の 大綱」(平標を掲げています。 主要な指標を掲げています。	成27 ⁴ るため 達 (× 成27 ⁴ め
測定指標	指標5 一時預かり事業の利用児童数(アウトカム) 年度ごとの目標値 指標6 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施箇所数	少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値 平成20年度 延べ 348万人 少子化社会対策基本 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目 基準値	- 指標の 法(平成15年 は、で成27年) で成27年度 で成27年度 がある。 ででは、 ででは、 でででででである。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででででででででで	一 と	7,343か所 値(号) 年 実 値 平 延 不 495万 年 実 値 を 7 ま 値 で 第 度 で が 第 度 で が 第 度 値 で で 495万 で 495 で 49	7,655か所 水準・目標年 規定間を目 平成30年 平成30年 980万日 980万日標年 現金目 25年間を目	8,000か所 度)の設定 き定とした施 令 集(R2中で 1,134万段 度)のかた「少策 をとした施 を定した施 を定した施 を定した施 を定した施	の根拠 会目 を	策大綱」(平標を掲げています。 主要な指標の 大綱」(平標を掲げています。 主要な指標を掲げています。	るため 達/ (× 成27年

	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
指標7 放課後児童クラブの登録児 童数	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。なお、「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく令和元年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、平成30年度末までに前倒しすることとした。また、平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、令和元年度から令和3年度までに約25万人の新たな受け皿を確保し、その後令和5年度までに合わせて約30万人の受け皿を確保する数値目標を掲げているため、同プランの数値目標を目標値として再設定した。									
	基準値	実績値						主要な指標	 達成	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値 令和3年度 末		,	
年度ごとの目標値	1,234,366	102万人	109万人	117万人	123万人	130万人	147万人	0	(O)	
		_	_	110万人	122万人	_				
 指標8		指標の	選定理由及	なび目標値(水準•目標年	F度)の設定	の根拠			
	少子化社会対策基本活 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目標	、平成27年	度から令和え							
	11 1/4 11	KIECO CIIX						1	, <u></u> 15	
設利用者数 (アウトカム)	基準値			実績値			目標値	主要な指標	達成	
			平成28年度		平成30年度				達成	
			平成28年度			令和元年度 集計中 (R2年度 中)			達成 (×)	
	平成27年度	平成27年度 延べ7.8万	平成28年度 延べ8.0万	平成29年度 延べ9.0万	延べ9.6万	集計中 (R2年度	令和元年度 延べ16万	-		
(アウトカム)	平成27年度	平成27年度 延べ7.8万 人	平成28年度 延べ8.0万	平成29年度 延べ9.0万 人 -	延べ9.6万 人 -	集計中 (R2年度 中) 延べ16万 人	令和元年度 延べ16万 人	-		
(アウトカム) 年度ごとの目標値 指標9 トワイライトステイ事業の実施	平成27年度	平成27年度 延べ7.8万 人 - 指標の よ(平成15年 、平成27年)	平成28年度 延べ8.0万 人 一 つ選定理由及 法律第133号	平成29年度 延べ9.0万 人 - なび目標値(号)第7条の	延べ9.6万 人 - 水準・目標 ^年 規定に基づ	集計中 (R2年度 中) 延べ16万 人 手度)の設定	令和元年度 延べ16万 人 の根拠 子化社会対	O 「 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(×) 成27年3	
(アウトカム) 年度ごとの目標値 指標9	平成27年度 延べ7.8万人 少子化社会対策基本活月20日閣議決定)では	平成27年度 延べ7.8万 人 - 指標の よ(平成15年 、平成27年)	平成28年度 延べ8.0万 人 一 つ選定理由及 法律第133号	平成29年度 延べ9.0万 人 - なび目標値(号)第7条の	延べ9.6万 人 - 水準・目標 ^年 規定に基づ	集計中 (R2年度 中) 延べ16万 人 手度)の設定	令和元年度 延べ16万 人 の根拠 子化社会対	O 「 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(×) 成27年3	
(アウトカム) 年度ごとの目標値 指標9 トワイライトスティ事業の実施 施設利用者数	平成27年度 延べ7.8万人 少子化社会対策基本活 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目標	平成27年度 延べ7.8万 人 - 指標の 法(平成15年 、平成27年) 評値として設	平成28年度 延べ8.0万 人 一 つ選定理由及 法律第133号	平成29年度 延べ9.0万 人 - なび目標値(号)第7条の 元年度までの 実績値	延べ9.6万 人 - 水準・目標 ^年 規定に基づ)5年間を目	集計中 (R2年度 中) 延べ16万 人 下度)の設定 き定めた「少 途とした施策	令和元年度 延べ16万 人 の根拠 子化社会対 の数値目標値	対策大綱」(平標を掲げてい	(×) 成27年3 るため、同	
(アウトカム) 年度ごとの目標値 年度ごとの目標値 指標9 トワイライトスティ事業の実施 施設利用者数	平成27年度 延べ7.8万人 少子化社会対策基本活 月20日閣議決定)では 大綱の数値目標を目標 基準値	平成27年度 延べ7.8万 人 - 指標の 法(平成15年 、平成27年) 評値として設	平成28年度 延べ8.0万 人 一 一 選定理由及 法律第133 ⁵ 度から令和5 定した。	平成29年度 延べ9.0万 人 - なび目標値(号)第7条の 元年度までの 実績値 平成29年度	延べ9.6万 人 - 水準・目標 ^年 規定に基づ 5年間を目: 平成30年度	集計中 (R2年度 中) 延べ16万 人 下度)の設定 き定めた「少 途とした施策	令和元年度 延べ16万 人 の根拠 子化社会対 の数値目標値	対策大綱」(平標を掲げてい	(×) 成27年3 るため、同	

[※] 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

		I						
	日標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ⑤【目標に向かっていない】						
	松 公 如 宁	(判定結果) C【達成に向けて進展がない】 (判定理由) 【達成目標1:乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する】 〇 指標1については、平成30年度及び令和元年度の実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成29年度では、99.6%の市町村で乳児家庭全戸訪問事業が実施されており、平成27年度及び平成28年度についてもほぼ当程度の水準であることから、目標を達成しているとみなせると判断した。						
		〇 指標2については、平成30年度及び令和元年度の実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成29年度では、84.8%の市町村で養育支援訪問事業が実施されており、平成27年度及び平成28年度についてもほぼ当程度の水準であることから、目標を概ね達成しているとみなせると判断した。						
		【達成目標2:地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる】 〇 指標3については、令和元年度実績から判断して目標未達、指標5、8及び9については、令和元年度実績値は 集計中であるものの、平成30年度までの実績値の推移等から判断し、目標未達とした。						
		〇 指標4及び6については、令和元年度実績値から目標値を概ね達成していると判断した。						
		〇 指標7については、平成27年度から令和元年度まで順調に登録児童数が増加しており、令和元年度は目標値を設定していないものの、平成29年度及び平成30年度は目標値を達成していることから、目標を達成しているとみなせると判断した。						
		【総合判定】 〇 以上より、主要な指標の一部において目標未達となったことから、各行政機関共通区分に照らし、目標達成度合いの測定結果は⑤となり、総合判定はCとなった。						
		(有効性の評価)						
		【達成目標1:乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する】 〇 指標1は目標達成、指標2も目標を概ね達成していることから、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に 対する養育支援訪問等の適切なサービスの提供など、切れ目のない支援体制の推進のための取組は有効に機能し ていると評価できる。						
評価結果と		【達成目標2:地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる】 〇 指標7は目標達成見込みであること、各指標とも各年度の実績値が前年度を上回る傾向にあるため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実という目標達成のため、一定程度有効に機能していると判断するが、目標達成には十分とは言えない状況である。						
今後の方向性		○ 目標未達成となった指標のうち、その要因としてはそれぞれ以下のようなものが考えられる。 ・ 指標3については、市町村によっては、人員・場所等の確保が予定よりも進まなかったこと等 ・ 指標5については、実施主体である市町村において、目標値に潜在的ニーズを含めてしまっていたこと ・ 指標8、9については、当該事業は保護者が疾病等により子どもの養育が一時的に困難となった場合に活用されるものであるため、実施主体である市町村において、事業の対象となる家庭がなかったこと等 ○ そのため、引き続き事業の周知やニーズに応じた取組を促進することで利用者の増加を図り、目標達成に取り組む。						
		(効率性の評価)						
	施策の分析	実施主体である市町村の実績等を踏まえ、必要な経費に限定して予算要求していること、交付要綱においても、交付金の対象経費を事業に必要な経費に限定していること、既存施設を活用して事業を実施していること、などから、国は、事業主体である市町村に対し、効率的な事業実施を指導してきたと評価できる。						
		(現状分析)						
		〇 多くの指標で目標値を達成してはいないものの、指標9を除き、毎年度の実績値は増加傾向にある(指標1及び指標7は目標値を達成見込)。						
		〇 地域や社会における子育て支援策を一層充実することは政府全体の課題であり、新たな少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)においてもその旨盛り込んだところであり、引き続き地域のニーズに応じた施策を推進していく必要がある。						
		〇 子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、国が示す基本方針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、指標3~指標9に係る目標値については、事前に市町村において実施したニーズ調査に基づき設定しているが、達成が見込まれないものが見られる。						
		〇 現在、第2期子ども・子育て支援基本計画(令和2年度~令和6年度)に基づき、市町村が把握した「量の見込み」の結果等を踏まえ、新たに指標を設定することとしており、地域の実情等を十分に踏まえた多様な子育て支援の充実のため、一層的確な取組が必要である。						
		(施策及び測定指標の見直しについて)						
	次期目標等への 反映の方向性	令和2年5月29日閣議決定の「少子化社会対策大綱」において第2期市町村子ども・子育て支援事業計画(令和2年度 ~令和6年度)における「量の見込み」の結果等を踏まえ、令和2年秋に開催予定の子ども・子育て会議以降に新たに 目標を設定することとしており、同大綱を踏まえ、令和2年度以降測定指標を見直すこととし、引き続きその目標達成 に向けて、地域の実情に応じた子育て支援策の更なる推進を図っていく。						

学識経験を有する者の知 見の活用 有識者会議WG後に記載しますので、現時点での記載は不要です。

「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の概要」 URL: https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/01.htm 「養育支援訪問事業の概要」 URL: https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate09/

参考•関連資料等

「乳児家庭全戸訪問事業の実施状況調査(H29年4月1日現在)」 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349534.pdf 「養育支援訪問事業の実施状況調査(H29年4月1日現在)」 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349535.pdf ・新・放課後子ども総合プラン(厚生労働省ホームページ)URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html ・地域子ども・子育て支援事業(内閣府ホームページ)URL:

* 地域于とも* 子育(文援事業 (内阁府ホームヘーン) URL: https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei9.pdf

担当部局名 子ども家庭局総務課少子化総 作成責任者名 子ども家庭局総務課少子化総合対策室長 高鹿 政策評価実施時期 令和2年9月 合対策室